

令和5年12月（第13回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和5年12月19日（火）18:00～19:15

市役所本庁 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に参加した者

床本教育部長、水津次長、佐々木学校教育次長同格、西田学校教育課長同格、倉重指導主事、三好教育総務課長、島谷教育総務副課長、大田教育総務係長

4. 傍聴者

あり

5. 要 旨

教育長 : ただ今から、令和5年12月19日の第13回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員が出席しているため会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出があります。

教育長 : また、今回の資料と合わせて送付しました、令和5年11月21日開催の令和5年第12回の議事録について、ご意見等ありましたらお願いします。
(全員異議なし)

教育長 : それでは、令和5年第12回教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教育長 : 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は川崎委員にお願いします。

教育長 : それでは、本日の協議事項は、「宇部市立中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針について」、「令和6年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」、「宇部市立小中学校「学年末休業日の変更」について」、の3件と、その他の事項として「寄附の報告について」の1件となっています。

教育長 : 教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について、全て公開としてよろしいですか。
(全員異議なし)

教育長 : 異議がないようですので、本日の議題は全て公開とさせていただきます。

教育長 : はじめに、議案第13号「宇部市立中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針について」ですが、事務局から説明をお願いします。

指導主事 : それでは学校教育課から議案第13号「宇部市立中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針について」、平成31年3月に策定した宇部市立中学校部活動運営方針を廃止し、宇部市立中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針を策定す

ることについてご説明いたします。本市では、教育委員会、宇部市観光スポーツ文化部、各スポーツ関係団体、文化関係団体等で構成する協議会において、部活動の地域移行に向けた協議を行っています。今後、可能なところから部活動が地域クラブへと移行することになるため、令和5年10月の協議会で宇部市地域クラブ設立の手引きを策定し、宇部市が認定する地域クラブを設立するための要件や流れなどをまとめました。宇部市が認定する地域クラブについては、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、これまでの宇部市立中学校部活動の運営方針を宇部市が認定する地域クラブにも適用できるようにしていく必要があるということになります。

以上の理由から、新たに宇部市立中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針を策定いたしました。大きな変更点は2点あり、1点目は策定者に宇部市観光スポーツ文化部を加えました。これは、学校部活動については教育委員会、地域クラブについては宇部市観光スポーツ文化部が主に担当することになることからです。2点目は4頁(3)地域クラブ活動における指導・運営に係る体制の構築について、これまでは地域クラブに関する項目規定がございませんでしたので、こちらを国のガイドライン等を参考に加えました。以上で説明を終わります。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 3頁(2)学校部活動における指導・運営に係る体制の構築について、「適切な指導者」を確保することが大切になってくると思うが、「適切な指導者」についての定義はありますか。

指導主事 : 指導者に対して定期的に研修を行うようにしています。地域クラブに移行するための手引きを作成していますが、その手引きに沿って地域クラブを作っただき、指導者には必ず研修を受けてもらうよう規定があります。また、定期的に活動報告等を提出いただきながら、活動を見守っていくチェック体制を構築することになっています。

委員 : 地域クラブに移行する手引きがあるということは、団体に対する基準を設けられていますか。

指導主事 : 学校部活動の運営方針に沿った基準を設けています。例えば、6頁適切な休養日等の設定について、これは国も方針を示しており、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日以上を休養日とする規定がございます。地域クラブに対しては、この規定を守っていただき、既存の部活動の延長という形で基準を設けています。

委員 : 個人でレッスン料を取られている方については、今後どのようになりますか。

指導主事 : 運営方針に沿って宇部市が認定をするクラブについては、月謝もできる限り安い金額を設定いたします。また、活動時間を平日2時間程度、学校の休業日3時間程度を守っていただく。一方で、勝利至上主義のクラブ団体であれば、宇部市としては認定できなくなってきました。宇部市が認定した団体にはできる限りいろんな活動をサポートしていきます。

- 委員 : 団体に学校部活動に代わるものとしてやっていただくことが前提ですか。
- 指導主事 : 学校部活動を移行して団体を作っていただく場合は、そのようになります。
- 委員 : ある程度基準が高いので、それで生計を立てられている方は集まらない可能性もありますか。
- 指導主事 : そこが大きな課題で、受け皿となる団体や部活動の趣旨に即した指導者を確保することが非常に困難なところです。今後、関係各課や団体と協議しながら人材バンクを作り、指導者を確保していく。県も同様の動きをしていますので、本市としても知恵を絞ってやっていきます。
- 委員 : ボランティアではなく市から報酬はありますか。
- 指導主事 : 指導者報酬を補助していくところは議論になっています。ただ、永久的に続けるのは困難である為、受益者負担として保護者が少しずつ負担することになっていくと想定しています。
- 委員 : 外部委託するということは、無償ではできないため、保護者の負担が大きくなりますか。
- 指導主事 : 負担ができる限り大きくならないよう月謝を抑えていただき、市も並行してサポートしていく必要があると考えています。
- 委員 : 部活動は道具、月謝、交通費など多額の費用がかかるため、出来るだけ保護者の負担を少なくし、学校毎で格差が出ないようにしていただきたい。また、やりたいスポーツの選択ができることも大事であるため、健康的な生活を送るためにも、沢山の機会を子供たちに与えてほしい。
- 指導主事 : 地域移行を進めていくことで、今まで学校にやりたい部活動がなかったが、地域クラブとしてそれができるようになるメリットもあると思われます。
- 委員 : 6頁(1)休養日の設定について、大会やコンクール等の前に、数週にわたって休日(土・日・祝日)に連続した活動が必要となる場合には、保護者の理解を得た上で、顧問からの申し出を受けて校長が許可した場合に実施することができると思いますが、校長間での取り決めはありますか。
- 指導主事 : 学校は勤務時間の16時40分で部活動を終了することになっていますが、大会前の子供たちの上手になりたい気持ちも鑑み、時間の延長を認めるようにしています。休日についても、例えば土日に大会があった場合は、次の月曜日を必ず休養日にすることや、1週間で全体を見て必ず2日休んでもらうような工夫をしてもらっています。また、部活動の活動日や時間は、毎年学校に確認をしています。
- 教育長 : 他にご意見がないようですので、議案第13号「宇部市立中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針について」は承認ということによろしいでしょうか。
(全員異議なし)
- 教育長 : 続きまして、議案第14号「令和6年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」ですが、事務局から説明をお願いします。
- 学校教育次長 同格 : それでは学校教育課から議案第14号「令和6年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」説明させていただきます。本件につきましては、

例年どおり、11月に開催しました校長会の前に、委員の皆様にお送りし、ご了解いただいたものでございますが、改めてご確認いただくためにお示しするものです。本年度の人事異動方針につきまして、昨年度からと大きな変更はございません。お配りしている資料の2段落目に記載していますが、『「個別最適な学び」と「学び合い」のある授業づくりによる確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。』という基本方針に基づき、今年度の人事を行ってまいります。

それでは、具体的な異動方針について説明します。まずは、これまで同様に、同一校勤務が7年を超える者については原則として異動を行うことといたします。資料には記載がありませんが、県のルールとして、初任者は3年で異動し、採用後10年間で3校を経験するというルールがございますので、原則としてこのルールどおりに異動を行うようになります。また、宇部市独自のルールとして、市内3つの学校群において、全ての学校群での勤務を一度は経験することを原則とすることとしております。3つの学校群については、資料に記載しておりますので、そちらをご覧ください。今年度の人事におきましては、教員不足がかなり深刻な状況でありましたが、県によりますと、来年度につきましても、変わらず深刻な状況ということです。対処の方法としては県との連携、再任用の確保、それから臨採の掘り起こしなどで対応していくしかございませんが、適切な教員配置ができるよう全力を尽くしてまいりたいと思います。説明は以上です。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

教育長 : ご意見がないようですので、議案第14号「令和6年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」は承認ということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教育長 : 続きまして、議案第15号「宇部市立小中学校「学年末休業日の変更」について」ですが、事務局から説明をお願いします。

学校教育次長同格 : それでは学校教育課から議案第15号「宇部市立小中学校「学年末休業日の変更」について」説明させていただきます。令和6年度から学年末休業日を早める背景について、資料でお示ししていますが、学校における働き方改革の推進ということで各取組を進めており、今年度から新たな取組を実行してきたところです。本年9月に文科省の方から、お示ししています通知が発表されました。その中において、必要な方策として教育課程編成の改善の提示があり、具体的には、過剰に認識をして標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要がないことが明示されています。インフルエンザ等の対応で授業時数を下回ることがないようということで教員が意識していて、取り組んできたところでありますけれども、大幅に上回ったという状況が見られることのご指摘をしてきたということで捉えています。

本市の状況につきまして、令和4年度の事業実施で多くの学校が標準授業時数を上回っている状況がありました。つまり、適切な教育課程の編成により、授業外の業務時間の導出可能な状況が本市においても見られるというところでは、文部科学省通知を踏まえ、小・中学校長会においても協議が行われ、学校で多忙期とされる学年末における事務処理や新年度の準備の業務時間を確保するために、学年末休業の開始日の早期化について要望があったところです。これらの背景を受けまして、検討を進めてまいりました。整理いたしますと、多忙期である学年末において、事務処理や新年度準備の従事をする時間を確保するため、資料の「3変更内容」になりますが、3月27日からとなっている学年末休業日について3月21日からに変更したいと考えています。資料の「4課題と対応」の1点目、授業時数減少に伴う児童生徒の学力・体力の低下について、この機会を契機に学校の全教育課程について見直しを進めるよう学校全体に投げかけてまいりたいと思います。その中で、学力体力向上に向けた新たな取り組みについても検討を進めてまいりたいと思っています。また、2点目の関係各所への理解促進、3点目の休業日の長期化に伴う児童生徒の校外・家庭生活の充実につきましては、市教委が中心となって各関係団体との連絡調整を進めてまいりたいと考えています。4点目の小学校卒業式実施日の変更も必要と捉えており、校長会を中心に検討協議を進め、最終的に可能であれば、揃えた形の前倒しで進めてまいりたいと思っています。なお、スケジュールについては、本会議を受けて以下の流れでお示ししていますが、2月教育委員会会議において、学校教育法施行細則の改正ということで進めてまいりたいと考えています。説明は以上です。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : この議題は市議会を通す必要はないですか。

学校教育次長同格 : 学校教育法施行細則につきましては、教育委員会会議を持って変更となっています。今後のスケジュールにあるとおり議長・副議長等にはあらかじめご説明に入りたいと考えています。

委員 : 休業日が4日増える受け皿として、家庭生活の充実というところで放課後学習教室など地域活動を色々増やしていく感じになりますか。

学校教育次長同格 : イメージとしてはそういったところで、小中一貫教育の中で中学校あるいは地域を中心として導出していく流れにしていきたいと思っています。

委員 : 学期末前の先生方が通知表作成などの多忙期に子供たちの下校時間が早くなることがあります。学童保育が通常で毎日使える子は下校時間が早まっても問題ありませんが、長期休暇のみ使える家庭や保護者の仕事時間の関係上、学童保育が利用できない児童は、下校時間が早まると困ってしまうことがあります。春休みが4日延びるところについて、家庭生活の充実も仕事をされている家庭では困難なため、保育幼稚園学童課などの関係部署ともしっかり連携し、子どもたちが孤立しないように調整していただきたい。

学校教育次長同格：非常に重要なポイントですので、関係機関との連絡は密にとっていきます。

委員：休業日が4日早くなるということは、6年生の卒業式はもっと前になりますか。

学校教育次長同格：校長会を中心に検討していただくようになりますが、令和4年度は3月17日であったところを前倒しして協議いただくのかなと考えていますので、少し早まるイメージを持っています。

教育長：他にご意見がないようですので、議案第15号「宇部市立小中学校「学年末休業日の変更」について」は承認ということによろしいでしょうか。
(全員異議なし)

教育長：次に、その他の事項で「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長：11月の寄附について報告します。11月は1件の寄附がありました。令和5年11月6日匿名の方から、平成24年度から通算139回目5,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。説明は以上です。

教育長：報告については以上となりますが、何かありましたらお願いします。
では、以上をもちまして、本日の会議を終了します。